

別表（第2条関係）

補助事業名	設備基準：本社機能立地型企业向け設備投資補助						
補助事業の目的	産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「条例」という。）に基づく、企業の本社機能の進出等による新たな産業の創出やそれに伴う企業の集積が期待されるため、初期コストの軽減により、本社機能立地を促進し、もって県内の地域経済の活性化と雇用の創出を図る。						
補助事業の対象となる者	<p>県内において立地促進事業等を行う者であって、次のいずれの要件も満たす者</p> <p>1 現に本社機能の全部又は一部を担う事業所（以下「本社事業所」という。）が、国内にある者又は本社事業所が国内にない外国企業等であって、次のいずれにも該当するものとする。ただし、県内（近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第1項に規定する既成都市区域（以下「既成都市区域」という。）を除く。）に本社事業所（本社機能の全部又は一部を担う事業所をいう。以下同じ。）がある者で、既成都市区域内において新本社事業所を整備する者は除く。</p> <p>ア 次に掲げる事項を記載した本社機能立地計画（本社事業所の移転等のために新本社事業所を整備する事業（以下これらの事業を「新本社事業所整備事業」という。）の実施に関する計画をいう。）を作成し、知事の認定を受けた者。</p> <p>(ア) 新本社事業所整備事業の内容及び実施時期</p> <p>(イ) 新本社事業所に従業する従業員の数その他従業員に関する事項</p> <p>(ウ) 新本社事業所整備事業を行うために必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>イ 本社機能立地計画の認定を受けた日の翌日以後2年（当該認定を受けた者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、3年）を経過する日（同日までに当該認定を取り消された場合にあつては、その取り消された日の前日）までの間に、新本社建築物において、次の(ア)から(ウ)までに掲げる当該新本社建築物が存する区域に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める事業を開始し、かつ、本社機能を担う従業員が従業を開始すること。</p> <p>(ア) 都市再生高度業務地区における指定拠点地区として指定された区域 立地促進事業又は高度業務事業</p> <p>(イ) 工場跡地等再生促進地区における指定拠点地区として指定された区域 再活性化事業</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる区域以外の区域 立地促進事業</p> <p>2 立地促進事業等に係る投資額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から7号までに掲げる資産の取得に要する経費をいう。以下同じ。）が下表に定める金額以上の者</p> <table border="1" data-bbox="560 1910 1350 2092"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業</td> <td>10億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>5億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、促進地域にあつては、いずれも1億円以上。</p>	対 象	金 額	大企業	10億円	中小企業	5億円
対 象	金 額						
大企業	10億円						
中小企業	5億円						

補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる者が、県内において行う立地促進事業等に必要な施設、設備等（本社機能の移転又は新增設に係るものを含む。）の設置（土地を除く）に係る経費。</p> <p>ただし、リース料、賃借料及び手数料は除く。</p>
補助率	<p>施設、設備等の設置（土地を除く）に係る投資額の5%（但し、当該設備等に対して国等（県内市町を除く。）からの補助がある場合は、当該補助と併せて5%）以内</p> <p>ただし、促進地域における施設、設備等の設置（土地を除く）に係る投資額については、7%（但し、当該設備等に対して国等（県内市町を除く。）からの補助がある場合は、当該補助と併せて7%）以内</p>
補助金の額	<p>予算の範囲内で以下に定める額</p> <p>原則10年均等分割</p> <p>ただし、補助総額が1億円以上5億円未満の場合は5年分割、1億円未満の場合は、一括交付。</p> <p>なお、補助対象施設等を休止し、又は廃止（主な設備の撤去等を含む）したときは、県が認める範囲内で、休止し、又は廃止した年度以後の補助金の交付は行わないことができる。</p> <p><適用の特例></p> <p>同一企業の複数工場への支払いが、同時に発生する場合は、原則一企業・一エリア単年度15億円以内</p>
適用除外する条項	<p>—————</p>
その他の事項	<p>申請等の書類はすべて日本語で作成すること。</p>

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 本社等施設概要(別表1)、誓約書(別紙1)
	(指定期日) 補助対象施設の操業開始後、6ヶ月以内 本社機能立地計画の認定を受けたものにあつては、会社法(平成17年法律第86号)第916条の登記の日その他の新本社事業所の所在場所に係る登記の日(これらの登記を要しない場合にあつては、本社機能立地計画に記載された本社機能の移転予定日)から6ヶ月以内
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 建物、構築物及び機械等(機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品をいう。)の20%以内の経費の変更
	(軽微な事業内容の変更) 立地場所、建物種別(本社、工場、研究所等)及び生産製品以外の変更
第8条第1項	(添付書類) 本社等施設変更概要(別表2)
	(指定期日) 変更のあった日から2週間以内
第11条	(添付書類) 投資額を確認する書類(領収書、振込依頼書等)
	(指定期日) 交付を決定した日の属する年度の3月31日まで ただし、実績が翌年度以降に継続するものは、各年度の3月31日まで
第15条第1項	(指定期日) 施設等の休止(廃止)予定日の30日前まで
第15条第2項	(指定期日) 施設等の休止(廃止)日から2週間以内